

ハーグ条約・GAL (Guardian Ad Litem)とは

監護・面会交流権をめぐる親の争いが悪化した場合

今回はGALについてになりますが、読者の皆様、Custody Battle（監護をめぐる熾烈な戦い）という表現を耳にしたことはありますか。米国に住む人であれば聞いたことがある人は多いのではないかでしょうか。これは、離婚調停中あるいは離婚後に、子どもの監護や面会交流をめぐる取り決めに親同士が合意ができず、争いが激化してしまうことです。

前稿でも取り上げられたように、日本の離婚後の子どもの養育に関する法律は大きく異なります。日本では離婚後は親の片方が親権者（単独親権）となります。米国では両方の親が監護権を持つ共同親権制度を取ります。つまり、離婚後も両方の親が共同で子どもの養育に携わっていくことが期待されているということです。これは、離婚後も、子どもが両方の親と頻繁かつ継続的な関係を持ち続けることが子の健全な成長に不可欠であるとの考えに基づいています。

事例 1

離婚協議中にある父親Aさんは母親Bさんと対等な子どもの監護の権利を要求しています。しかし、母親のBさんは父

親Aさんの監護権を持つことに大きな不

満を抱えています。それは父親Aさんは深刻な飲酒の問題があり、監護者として不適格であると感じているからです。

しかし、父親Aさんは飲酒の問題は過去のことです。現在は何の問題もないと言っています。



両方の親と交流を持ち続けるのがベスト、しかし...

このような当事者の親が子どもの監護や面会交流権をめぐって激しく対立している場合には、どのような方法で解決したらいいのでしょうか。例えばこのようなケースがあつたとします。

がそれに同意しなければ、関係は悪化するでしょう。

まるとは限らず、むしろ、離婚による感情的な対立のために、お互いに自分の意見を譲らずに合意に達しないこともあります。これは離婚時のみでなく離婚後でも起こります。離婚時には何の問題もなく合意ができるとしても、離婚後に片方の親が監護や面会交流権についての取り決めに対する変更を裁判所に求めることがあります。片方の親

は離婚の計画に猛反対です。母親Dさんは転居の計画に猛反対です。母親Dさんは子どもの最善の利益だと言つて、裁判所に監護に関する離婚の協議書の内容についての変更を求めています。

この上の事例のように、当事者が子の監護や面会交流に合意が得られない場合は、Guardian Ad Litem（略称、GAL）を申請する」とができます。ご存じのように、米国は国の連邦法のほか各州の法があり、州によつて法制度が異なります。GALの制度は州法で、州によつて仕組みに相違がありますので、必ずお住まいの州の裁判所または弁護士にご相談ください。

2. GALはどのような場合に申請できますか。

先ほどの二つの事例にもありましたように、当事者の親が子どもの監護や面会交流権について合意が得られない場合、あるいは、親に飲酒、メンタルヘルス、麻薬DV問題、あるいは犯罪歴の問題があり、監護者として不適格であると思われる場合に、弁護士と通して、あるいは直接裁判所にGALの申し立てができます。

3. (元)夫あるいは妻がGALを申請してきた場合にはどうしたらいいですか。

GALとは、意思能力が十分ではない未成年の子どもや心身に障害のある人の訴訟代理人です。GALは子どもの最善の利益を代理するのもとして、裁判官によって任命され、調査官であるとともに正式に任命するのは裁判官ですが、GA

事例 2

離婚時には父親Cさんと母親Dさんは対等な監護権を持つことで合意できました。

しかし離婚して数年後、母親Dさんは職を失い安定した収入確保のために、また家族からのサポートを得るために、母親Dさんの実家がある州外に転居することに決めました。もちろん父親Cさんは転居の計画に猛反対です。母親Dさんは安定した収入や家族からのサポートもとより両親、子どもをよく知る学校の教師、医者、セラピストなどに個別の面接したり、また親子の関係を観察して情報収集し、子どもの最前の利益を判断してこれらの調査結果を裁判所に報告します。

Lを当事者が選ぶ選択肢がある場合は、双方に利害対立がないことを確認するためにも、できるだけ自分でも調べるなどして積極的に関わることが大切です。

4. GALの費用は誰が払うのですか。

基本的には費用は当事者の負担になります。弁護士費用のように、決められた一定の金額の設定ではなく、ケースによってかかる費用は異なります。親の経済状態に応じて裁判所が一方又は双方に支払を命じることもあります。当事者に支払能力がない場合には、州あるいは郡の扶助協会を利用する場合もあります。

最寄りの裁判所、あるいは弁護士に相談することをお勧めします。

5. その他にGALの申請について知つておきたいこと。

GALは調査をするだけではなく、時には裁判官の要請に従つて監護権・面接交渉権について具体的な助言をすることもあり、裁判官はこういったGALからの調査報告や助言を重視しますので、GALが入った場合には真摯に対応します。

また、ご自分でGALの申請をした場合でも、もう片方の親がGALの申し立てをした場合でも、可能な限りご自分の弁護士を雇うことをお勧めします。GALが公正な調査を行つていているのか疑問に感じたり、GALから面接を受けた場合にどのような情報を伝えたらいいのか迷つたり、法廷で自分に不利な情報が提出された場合、GALによって提出された助言

に不服がある場合など、ご自分の弁護人がいた方が心強く感じる状況もたくさん起ります。

もし英語でコミュニケーションを取るのが不安な場合には裁判所に日本語を話すGALがいるか尋ねる、または通訳をお願いすることもできます。あるいは文化的に近いアジア系のGALがいるか聞いてみてもよいでしょう。

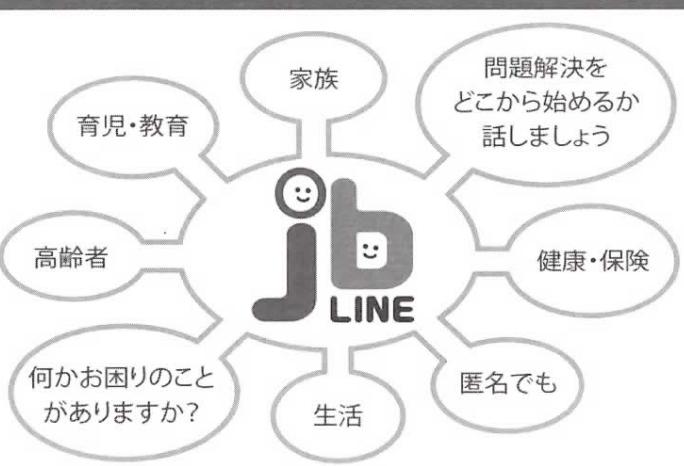
最後に

臨床の現場にいると、Custody Battleに巻き込まれ、精神的に大きなダメージを経験した子どもに会います。争いや対立が悪化すればそれほど、その子どもの心に与える影響は大きくなると言われています。子どもへの影響も考慮して、お互いに譲歩しながら監護や面会交流の争いに解決策を求めていくことはとても大切なことです。また、離婚をすればお互いのがみいや争いが終わると信じている親に会いますが、実際には、離婚を通して婚姻関係上の問題は解消されるかもしれません、親として共同で養育に対する責任を担つていかなければならず、親としての関係は続いていきます。現実には日常的に実際の夫婦以上に緊密な連絡と調整が必要とされることもあります。

親は、常に共通の願いは、子どもの健全な成長であることを確認しあい、また、共同で子育てをしていくことが子どもの成長にどれほど大切なかを心にとめて、互いに協力して、養育に携わっていくことが理想と言えます。

(JB LINE: 田嶋公賀)

Japanese Bostonian Support Line 日系ボストニアン サポートライン



(781) 296-1800
24時間365日いつでも
help@jbline.org
<http://www.jbline.org>
<http://twitter.com/jblineboston>

電話を受ける者は全員日米どちらかで臨床家としての資格を持ち
ご相談いただいた内容はすべて個人情報として扱われます。

「日系シニアのための準備ノート」

11月7日（土曜日）午後1時から3時

メドフォード高校 489 Winthrop St, Medford, MA 02155

発刊記念イベント

秋のセミナーイベント

午後1時から2時

「認知症を考える」

(マリソンセンター病院・家庭医 宮下偉路(ひろみち) 医師)

「健康な子供の心を育てるために」

(アーバーカウンセリング 主任サイコセラピスト西島実里)

午後2時から3時

「みんなで知ろう！乳がんのこと」

(川堀梨絵医師)

「けがや痛みのない中年以降の日常生活」

(理学療法士アシスタント渋谷順子)

午後1時から3時 2F カフェテリアにて

ハーベ条約・離婚・親権のご相談

(JB Line ハーベ条約チーム・Blue Sox)

子どものプレイエリア

(読み聞かせなど)

日系シニアのための準備ノート

- はじめに
- 自分自身に関すること<私についての覚書>
- 健康に関すること
- 老後の生活資金・資産について
- 遺言と相続
- 葬儀・納骨・お墓
- 住居について
- 日常生活の援助
- 仕事や生きがい
- 介護する人のためのページ
- 相談できるところ

いよいよ発刊です
お見逃しなく！

これ一冊でアメリカで暮らすことが
樂になるリソースブックです。シニアに
限らず、将来の生活設計に。

希望寄付価格: シニア15ドル
後援 在ボストン日本国総領事館